

再審請求中の2名を

東京拘置所で死刑執行

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

昨年12月19日、上川陽子法務大臣の命令により、東京拘置所で2名の死刑が執行されました。両名とも再審請求中でした。上川法相＝法務省は裁判所の判断を待つことなく執行しました。また、その1名は犯行当時19歳の少年でした。

2017年には、死刑確定者のうち、4名が病死し、4名が執行（うち3名が再審請求中）され、新たに2名の死刑判決が確定したため、死刑確定者の人数は6人減って123人になりました。

法務省は、再審請求中であることは死刑執行をしない理由にはならないと説明します。また、少年法が死刑を禁じているのは未成年でも17歳以下となっています。では、こうした執行には何の問題もないのでしょうか。

☆☆☆

「我が国の死刑制度の運用の特徴は、再審に極めて寛大であることだろう。累次に及ぶ再審請求も認められているし、その期間にも特段の期限はない。視点を変えてみれば、誤って執行することが絶対無いよう、最大限の防御を認めているというということであろう。」

これは検事総長を務めたこともある方が、昨年、ある雑誌の7月号で書いていた文章です。その7月13日に金田勝利法相（当時）により、再審請求中の人を含む2名の執行が行なわれたのでした。

実際、再審請求中の執行は1999年を最後にずっと控えられていたのです。昨年あいついだ再審請求中の死刑執行は「誤って執行しても仕方がない」という大きな転換を示しているのでしょうか。

☆☆☆

犯行時少年だった人への執行も、永山則夫さんへの執行以来20年ぶりとなります。選挙権が18歳からに引き下げられたことと関係して、法制審議会で、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることの是非が議論されている最中でのことです。

☆☆☆

元検事総長の一文は次のように続いていました。

「我が国の死刑制度の特徴は厳正な有罪認定、極めて限定的な死刑の適用、誤執行の徹底的な回避で成り立っているといつてよい。」

……今回の執行は、そのいずれをも瓦解させるものです。